

○ 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録）            第一条 「略」            2 前項に規定する電磁的記録は、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。第二十四条の二第三項第二号において同じ。）が行われているものでなければならない。</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）            第十二条の二 公認会計士は、法第二十五条第三項の規定により電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による証明をしようとするときは、あらかじめ、当該証明に係る会社その他の者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの            イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて必要な情報を送信</p>	<p>（電磁的記録）            第一条 「同上」            2 前項に規定する電磁的記録は、作成者の署名又は記名押印に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）が行われているものでなければならない。</p> <p>「条を加える。」</p>

し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法（法第二十五条第三項に規定する方法による証明を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することににより書面を作成することができるものでなければならぬ。

4 第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に掲げる方法のうち当該証明をしようとする者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 第一項の規定による承諾を得た公認会計士は、当該証明に係る会社その他の者から書面又は電磁的方法により当該証明を受けない旨の申出があつたときは、当該証明に係る会社その他の者に対し、当該証明をしてはならない。ただし、当該証明に係る会社その他の者が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

（電磁的方法）

第十五条 削除

第十五条 法第二十八条の四第三項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - 二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置）

第十六条 法第二十八条の四第三項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）及び法第三十四条の十六の三第三項に規定する不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものは、電磁的記録（法第一条の三第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（情報通信の技術を利用する承諾等）

第二十一条の二 無限責任監査法人は、法第三十四条の十の四第七項の規定により電磁的方法により同条第四項の書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書

（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置）

第十六条 法第二十八条の四第三項及び法第三十四条の十六の三第三項に規定する不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものは、電磁的記録（法第一条の三第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

「条を加える。」

面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十二条の二第二項各号に掲げる方法のうち無限責任監査法人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た無限責任監査法人は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(指定の通知の方法)

第二十二条 法第三十四条の十の五第四項に規定する内閣府令で定める方法は、書面又は電磁的方法とする。

(筆頭業務執行社員等)

第二十三条 法第三十四条の十一の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 監査証明業務を執行する社員のうちその事務を統括する者として監査報告書の筆頭に署名する社員一名

二 「略」

(監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十四条の二 監査法人は、法第三十四条の十二第三項の規定により同項に規定する証明をしようとするときは、あらかじめ、当該証明を受けようとする会社その他の者に対し、その用いる次項

(指定の通知の方法)

第二十二条 法第三十四条の十の五第四項に規定する内閣府令で定める方法は、書面又は電磁的方法(法第二十八条の四第三項に規定する電磁的方法をいう。第四十七条において同じ。)とする。

(筆頭業務執行社員等)

第二十三条 「同上」

一 監査証明業務を執行する社員のうちその事務を統括する者として監査報告書の筆頭に自署し、自己の印を押す社員一名

二 「同上」

「条を加える。」

---

各号に掲げる措置の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 法第三十四条の十二第三項の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるものの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子

計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第三十四条の十

二第二項の証明書に記載すべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載する措置

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記

録された法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事

項を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備

えられたファイルに当該情報を記録する措置

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに

法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する措置

3 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記載された事項について、当該証明に係る業務を執行した社員による電子署名が行われているものであること。

4 第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に掲げる措置のうち監査法人が講じるもの

---

二 ファイルへの記録の方式

5 第一項の規定による承諾を得た監査法人は、当該証明に係る会社その他の者から書面又は電磁的方法により当該証明を受けない旨の申出があったときは、当該証明に係る会社その他の者に対し、当該証明をしてはならない。ただし、当該証明に係る会社その他の者が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(監査報告書の記載事項)

第六十九条 前条の監査報告書には、次に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該監査法人の代表者に代えて、当該指定証明に係る指定社員（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

「一〇五 略」

「二〇六 略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(監査報告書の記載事項)

第六十九条 前条の監査報告書には、次に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該監査法人の代表者に代えて、当該指定証明に係る指定社員（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

「一〇五 同上」

「二〇六 同上」